

## Ⅶ. 公共的施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存の公共施設の有効利用、相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

学校、幼稚園等については、適正規模の維持、将来人口や地域特性を考慮して統合を視野に入れながら今後のあり方を検討します。

合併時の庁舎については、電算処理システムのネットワーク化などにより住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、現在の三町の役場をそれぞれ「麻生庁舎」「北浦庁舎」「玉造庁舎」として、行政機能を分散させて設置します。新市発足後においては、新市の速やかな一体性の確立や効率的な行政運営を図り、合併の効果を最大限に発揮するために、新市庁舎をすみやかに建設し出先機関も含めた計画的な統合整備を図ります。